

＜一般委託＞

米ヶ浜砲台跡確認調査に伴う埋蔵文化財発掘調査支援業務委託 仕様書

米ヶ浜砲台跡確認調査に伴う埋蔵文化財発掘調査支援業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	別紙「米ヶ浜砲台跡確認調査に伴う埋蔵文化財発掘調査支援業務委託特記仕様書」のとおり
2	履行期間	契約締結の日から令和2年3月31日
3	施行場所	横須賀市深田台19番1(中央公園内)
4	業務内容	別紙「米ヶ浜砲台跡確認調査に伴う埋蔵文化財発掘調査支援業務委託特記仕様書」のとおり
5	特記事項	別紙「米ヶ浜砲台跡確認調査に伴う埋蔵文化財発掘調査支援業務委託特記仕様書」のとおり
6	関係法規	文化財保護法
7	資格要件	(1)「神奈川県内における開発事業等に伴う埋蔵文化財発掘調査に係る調査主体者及び発掘担当者の判断基準」の規定を満たすと判断され、「神奈川県内発掘調査組織一覧(平成31年度版)」に掲載された発掘調査主体者であること。通知書の写しを入札参加申請書提出期間内にファクスで送信すること(FAX046-822-3839)。送信しない場合は入札に参加できない。
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払い。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	教育総務部生涯学習課 川本・北原(電話:046-822-8484)

＜指示又は希望事項＞

<p>グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係</p>	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
---	---

米ヶ浜砲台跡確認調査に伴う埋蔵文化財発掘調査支援業務委託特記仕様書

第1章 総則

第1条 本仕様書は、横須賀市教育委員会（以下、市教委という）が実施する米ヶ浜砲台跡（横須賀市深田台19番1）の確認調査に伴う埋蔵文化財発掘調査支援業務委託（以下、支援業務委託という。）における仕様を示すものであり、この業務を行う受託者はこの仕様書に定める事項を確実に履行しなければならない。

第2条 この仕様書では、委託者を「甲」とし、受託者は「乙」と表記する。

第2章 発掘調査

第3条 本支援業務委託の内容については、以下のとおりとする。

1 発掘調査業務の内容

- (1) 発掘作業
- (2) 遺構実測業務

2 本支援業務委託期間

契約日より令和2年3月31日まで

3 実施対象範囲 東京湾要塞米ヶ浜砲台跡 加農砲台跡（第1図参照）

第3章 発掘調査の実施及び条件

第4条 本支援業務委託の実施条件は以下のとおりである。乙は業務の実施にあたってこれを遵守すること。

なお、明示した実施条件に変更が生じた場合は、契約変更の対象とすることができる。また、実施条件が当初の段階で想定できず、調査実施期間中に発生した場合についても、甲乙協議のうえ、契約変更の対象とすることができる。

1 発掘調査に係る人員および重機の仕様

(1) 本支援業務委託については、以下の人員を想定する。

ア 調査作業員	日当あたり配置数5人	延人数	97人
イ 測量調査員	日当あたり配置数1人	延人数	12人
ウ 測量調査補助員	日当あたり配置数1人	延人数	12人

(2) 本支援業務委託については、以下の重機を想定する。

ア 0.2級バックホウ	日当あたり配置数1台	延日数	8日
イ 0.2級バックホウ回送		往復	2回

2 発掘調査関係の基本事項

(1) 業務数量日報の提出

ア 乙は、日々の業務数量実績を日報により甲に報告するものとする。

イ 甲乙は定期的に工程管理のための協議をするものとする。

(2) 衛生管理者又は安全衛生推進者の届出

乙は、労働安全衛生法第 12 条又は第 12 条の 2 に規定する衛生管理者又は安全衛生推進者を定め、甲に届け出なければならない。

(3) 衛生管理者又は安全衛生推進者の交代

乙は、衛生管理者又は安全衛生推進者を変更するときは、あらかじめ甲に届け出なければならない。

(4) 調査作業員

ア 調査作業員の員数については、業務が円滑に実施できるよう発掘調査作業工程表に基づいて、あらかじめ甲乙が協議して定めるものとする。また、業務施工中、甲又は乙の都合により、員数の増減が生じた場合には、速やかに協議するものとする。

イ 乙は、調査作業員名簿を作成し、甲へ提出するものとする。

3 発掘作業関係の現場作業

(1) 作業指示の遵守

ア 覆土の掘削作業中に出土した遺物の取り扱いと収納管理は、甲の指示のもと行う。

イ 乙は、出土した遺物について、取り上げの終わったものは甲の指定した場所に運び入れることとする。

(2) 調査作業員の交代

現場作業は、ある程度経験を要する作業であるため、乙は、その雇用する調査作業員を交代する必要がある場合は、極力少人数の交代にとどめるよう努めるものとする。

(3) 作業日時

ア 作業時間 作業時間は、原則として 8 時 45 分から 16 時 45 分とする。

イ 時間外の発掘作業

時間外の現場作業は、原則として行わないものとする。ただし、やむを得ず作業を実施する場合は、甲の指示を遵守して実施するものとする。

ウ 夜間、土曜日、日曜日、祝祭日等の発掘作業

夜間の現場作業は、原則として行わないものとする。また、土曜日、日曜日、祝祭日は、原則として休日とする。ただし、やむを得ず現場作業を実施する場合は、甲と協議し、その承諾を得るものとする。

エ 雨天時等の現場作業

雨天時等、天候の都合により現場作業を休業する場合は、事前に乙で検討し、甲の承諾のうえ、調査作業員等に連絡するものとする。

(4) 発掘作業実施用地

ア 発掘作業の実施に係る用地については、甲の指示によるものとする。

イ 乙は、発掘作業及び関連作業により作業地に隣接する私有地に影響が及ばないよう、万全の注意を払うものとする。

(5) 発掘作業

ア 遺構等発掘作業共通

①発掘調査機材は委託業務受託者が用意する。

②現地表面から表土掘削は重機で行う。

③遺構確認面は人力で掘削を行う。

④遺構確認作業＝面積 $49.5 \text{ m}^2 \times 1.0\text{m} \sim 2.0\text{m}$

⑤遺構確認、発掘記録作成後、調査区の埋戻しを重機で行う。

イ 発掘記録作成作業共通

①記録作成に係る機材は委託業務受託者が用意する。

②調査基準点測量、調査区全体図、調査区土層断面図、遺構図面（平面図・土層断面図・掘方断面図）等作成、記録写真作成等。

* 遺構発掘作業、発掘記録作成作業ともに、使用機材は「神奈川県内における開発事業等に伴う埋蔵文化財発掘調査の調査基準」に準拠する。

【1. 空堀調査区】

(1) 敷石撤去

ア 機材は委託業務受託者が用意する。

イ 設定された調査区 $2.5\text{m} \times 9\text{m}$ 、1ヵ所の敷石にカッターを入れる。

ウ 重機で敷石をはがし、史跡指定地の甲が指示する場所へ運搬する。

エ 敷石撤去後、路盤材を重機ではがし、公園内の甲が指示する場所へ運搬する。

(2) 発掘調査

ア 調査区は $1.5\text{m} \times 9\text{m}$ とし、重機で慎重に空堀覆土の掘削を行う。

イ 遺構面近くで人力掘削に切り替え、空堀の検出を行う。

ウ 排出土は、公園内の甲が指示する場所へ運搬する。

エ 遺構検出後、記録作成を行う。

オ 調査終了後、遺構面に養生シートを敷設する。

カ 重機で排出土を埋め戻す。

(3) アスファルト復旧

ア 碎石等で調査区を充填し路盤材として転圧する。

イ アスファルトで2.5m×9m部分を舗装する。

【地下施設一砲座間連絡通路調査区】

(1) アスファルト撤去

ア 機材は委託業務受託者が用意する。

イ 設定された調査区 2.5m×4m (A)、および4m×8m (B) の2カ所のアスファルトにカッターを入れる。

ウ 重機でアスファルトをはがし、公園内の甲が指示する場所へ運搬する。

エ アスファルト撤去後、路盤材を重機ではがし、史跡指定地の甲が指示する場所へ運搬・仮置きし、調査期間中に場外撤去処分を行う。

(2) 発掘調査

ア 調査区は2m×4m (A)、3.5m×8m (B) とし、重機で慎重に覆土の掘削を行う。

イ 遺構面近くで人力掘削に切り替え、連絡通路の検出を行う。

ウ 遺構検出後、記録作成を行う。

エ 調査終了後、遺構面に養生シートを敷設する。

オ 重機で排出土を埋め戻す。

(3) アスファルト復旧

ア 砕石等で調査区を充填し路盤材として転圧する。

イ アスファルトで2.5m×4m (A)、および4m×8m (B) 部分を舗装する。

【地下施設排気筒構造物調査】

(1) 被覆石撤去

ア 構造物(縦1.1m×横2.5m×高さ3m)の周囲に下記の記録作成を行うための足場を設置する。

構造物の天井部分も調査対象とするため、不足の無い足場を設置する。

イ 外面の被覆石を撤去する。

ウ 撤去した石は、公園内の甲が指示する場所へ運搬・仮置きし、調査期間中に場外撤去処分を行う。

(2) 記録作成

ア 構造物の精査を行った後、測量調査と写真撮影による記録作成を行う。

イ 記録作成後、煉瓦構造物を保護するアスファルトを一部撤去する。

ウ アスファルトを撤去した部分の記録作成を行う。

エ 調査終了後、雨水がかからないようにブルーシートで養生を行う。

4 現場作業

(1) 作業指示の遵守

ア 調査区の設定および進行については、甲の指示のもで行う。

(2) 掘削作業等

ア 乙は、文化財の発掘調査という特殊性・重要性等を十分に理解し、調査作業員に周知徹底を図るとともに、掘削に際しては万全の注意を払って行うものとする。

イ 乙は、人力あるいは重機等によって排土の運搬等を行う場合、未調査部分および他の遺構を傷つけることがないように十分配慮して事業を実施するものとする。

ウ 乙は、遺構の検出及び掘削にあたっては、適切な道具（スコップ、移植コテ等）で慎重に行うものとする。また、遺物が出土した場合の取り扱い、甲の指示によるものとする。

(3) 記録作業

ア 乙は、発掘作業実施地点の周辺で世界測地系座標による測量基準点（3～4級：座標値は市教委から提供）を確保し、甲の指示の下、調査区付近の適切な場所に測量原点（発掘調査期間中恒常的に使用可能）を設置する。

イ 乙は、記録作業の精度と作業効率を高めるため、原則としてトータルステーションによる測量システムを使用する、

ウ 測量原点を基に調査区周囲に数か所の実測基準点(BM)を設置する。

エ 乙は、発掘作業によって検出された遺構について、トータルステーションにより遺構平面図・立面図等を記録する。

オ 乙は、実測作業終了時点で、随時甲の点検を受けることし、誤りや不明箇所は、甲の指示に従い乙の責任において速やかに修正すること。

カ 乙は、遺構実測を行うにあたっては、遺構の損傷や事故等のないよう、十分な配慮をすること。

キ 乙は、甲が実施する記録撮影にあたっては清掃等の作業を行うものとする。

ク 記録図面類は、調査担当者の指導の下、原則として「神奈川県内における開発事業等に伴う埋蔵文化財発掘調査の調査基準」の別表2「1. 記録図面類の整理」によって適切に管理する。

(4) 発掘作業用具の管理

乙は発掘作業用具を適切に管理すること。また用具を清潔に保つため、汚れた用具については洗浄すること。

(5) 遺構の保護・清掃

ア 遺構、遺物等で必要と認められる場合や甲が特に指示した場合、乙はそれらの遺構、遺物等が損なわれないよう、土のう・シート等を掛けるなどして、その保護

に努めるものとする。

イ 乙は、溜水等のある場合は、排水を完全に行った後に、掘削作業を実施するものとする。

(6) 遺跡周辺への配慮

ア 乙は、業務施工に際し、近接する水路、路肩、電柱等の物件に対し損傷を与えないように十分注意し、万全の対策を講じるものとする。

イ 調査区は、公園の中に位置し、調査区への一般の立ち入りを禁ずる措置を3ヶ所講じるものとする（第1図参照）。

5 必要機器等

ア 乙は、支援業務で用いる現地調査用具、測量機材（トータルステーション一式、レベル一式）を用意する。

イ その他、現地調査において必要な消耗品を購入する。

6 安全衛生管理

(1) 発掘作業の安全確保

乙は、常に発掘調査の安全に留意して現場管理を行い、事故、災害等の防止を図らなくてはならない。万一、事故、災害等が発生した場合、乙は速やかに必要な処置を講じるとともに、甲に報告しなければならない。

(2) 事故防止

ア 乙は、業務を施工するにあたり労働安全衛生法等の諸法令及び諸規則を遵守し、安全確保に努めなくてはならない。

イ 乙は、バックホウ等の重機を操作する場合は、作業前の点検を励行し、安全運行に努めなければならない。また、必要に応じて安全監視員を配置しなければならない。

ウ 排土を場内に仮置きする際は、風雨により粉塵飛散の内容にブルーシートで覆う。

(3) 調査区等の安全整備

ア 現地調査に従事する作業員等は、安全のため調査区内で業務に従事する際、必ずヘルメットを装着する。

イ 乙は、調査区等において安全対策が必要な場合は、甲と協議の上、必要な処置を講じなくてはならない。

ウ 乙は、工事用車両等による騒音、塵芥の悪影響を極力少なくするように努め第三者からの苦情があった場合は、甲と協議の上、適切な処置を講じなければならない。

(4) 保安対策

乙は、交通安全、災害、公害防止及び防犯等について、必要により、所轄警察署、消

防署、道路管理者、労働基準監督署等の関係各機関、地元関係者並びに甲と緊密な連絡を取り、万全を期すものとする。

第 5 条 当支援業務における成果品は、下記の通りとし、業務の完了にあたり必要な書類を提出するものとする。

品 名	数量	備 考
1 総括表	1 式	業務完了届に添付して提出
2 業務数量日報	1 式	業務完了届に添付して提出
3 業務管理写真	1 式	業務完了届に添付して提出
4 発掘作業支援員及び作業員出勤簿	1 式	業務完了届に添付して提出
5 測量成果品（遺構配置図と等高線図を併せたデジタルトレースデータ（アドビイラストレーター等で編集可能なデータ。レイヤー構造は別途支持する）	1 式	業務完了届に添付して提出
6 その他、甲の指示によるもの		業務完了届に添付して提出

第 4 章 その他

第 6 条 この仕様書に規定のないことについては、原則として「神奈川県内における開発事業等に伴う埋蔵発掘調査基準」に基づいて実施するものとし、調査基準によりがたい場合は、市教委と協議の上実施する。

《調査計画》

1. 調査の内容

調査範囲は加農砲砲台跡エリアとし、発掘調査、構造物調査を行う。

① 空堀確認調査（発掘調査）

砲台海正面側に掘削された空堀が埋没している可能性がある。

トレンチを1カ所設定し、発掘調査を行い遺構の埋没状況を確認し、記録作成する。

② 地下施設—砲座間連絡通路（発掘調査）

地上に残るブラフ積みの石積み擁壁部分は、③排気筒の両側に想定される砲座と、その地下に想定される地下室との連絡通路の擁壁と考えられる。

石積み擁壁前に調査区を設定し、発掘調査を行い記録作成する。

あわせて、地下室の前面壁は築城された時期の様子をもっともよくあらわしていることがこれまでの東京湾要塞の砲台群の調査で分かっているため、米ヶ浜砲台跡についても地下室入口部分にトレンチを設定し、発掘調査を行い遺構の遺存状況を確認し、記録作成をする。

③ 地下施設排気筒（構造物調査）

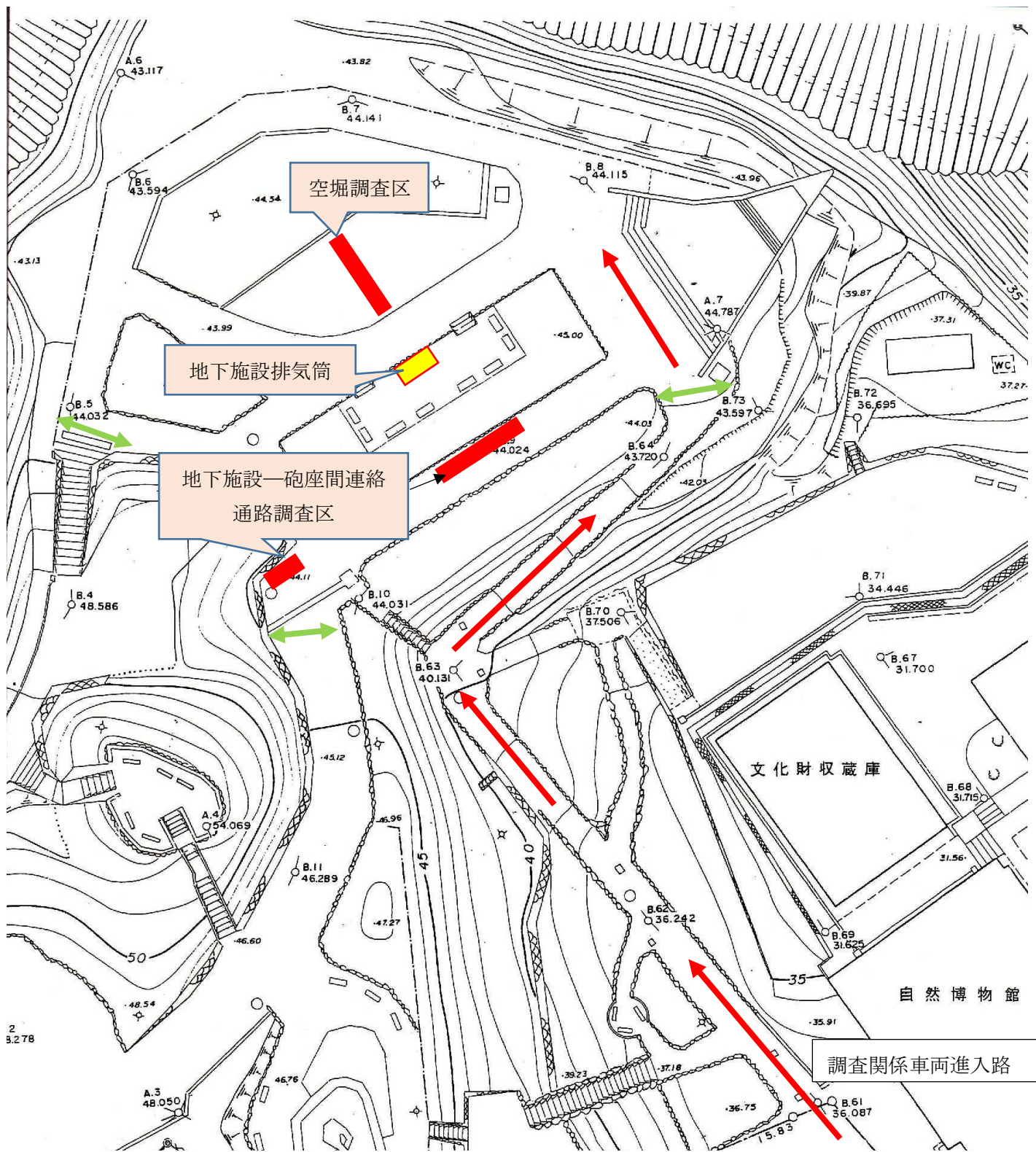
地下施設の排気筒が、現在オブジェ状になって現存する。

外装の鉄平石をすべて撤去し、測量調査と写真による記録作成を行う。

終了後、仕上げモルタルを一部分除去し、煉瓦積構造の確認と測量調査・写真記録作成をする。

2. 調査に要する期間（予定）

	①空堀	②地下通路	③排気筒
1 週目	<ul style="list-style-type: none">○ 調査区設定○ 敷石撤去○ 路盤材撤去（機械掘削）○ 遺構検出（機械掘削）	<ul style="list-style-type: none">○ 調査区設定	<ul style="list-style-type: none">○ 仮設足場設営○ 鉄平石の除去○ 躯体の検出・精査
2 週目	<ul style="list-style-type: none">○ 遺構検出（人力）	<ul style="list-style-type: none">○ アスファルト撤去○ 路盤材撤去○ 遺構検出（機械掘削）○ 遺構検出（人力）	<ul style="list-style-type: none">○ 躯体の検出・精査○ 写真撮影・測量
3 週目	<ul style="list-style-type: none">○ 遺構検出（人力）○ 調査区精査○ 写真撮影・測量	<ul style="list-style-type: none">○ 遺構検出（人力）○ 精査○ 写真撮影・測量	<ul style="list-style-type: none">○ 仕上げモルタル除去○ 写真撮影・測量○ 養生
4 週目	<ul style="list-style-type: none">○ 埋戻し○ アスファルト復旧○ 撤収	<ul style="list-style-type: none">○ 埋戻し○ アスファルト復旧○ 撤収	



第1図 調査区及び立ち入り禁止バリケード配置図

《凡例》



調査区



地下施設排気筒



バリケード